

杉並区学校運営協議会規則

平成17年1月14日教委規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第62号）第47条の5に規定する学校運営協議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(指定)

第2条 杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる要件を満たす学校（杉並区立学校設置条例（昭和35年杉並区条例第1号）に定める小学校、中学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）を、学校運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く学校として指定することができる。

一 学校に在籍する児童又は生徒の保護者（以下「保護者」という。）及び地域住民（学校の指定通学区域（杉並区立学校の指定通学区域に関する規則（昭和41年杉並区教育委員会規則第1号）第2条に定める指定通学区域をいう。以下同じ。）及びその周辺に住所を有する者をいう。以下同じ。）が学校の運営に参画することで、地域に開かれ、信頼される学校づくりに資すること。

二 学校、保護者及び地域住民が一体となって、より良い学校教育と特色ある学校づくりを推進できること。

三 保護者及び地域住民（以下「保護者等」という。）が責任をもって学校運営に参画すること。

2 教育委員会は、指定しようとする学校の校長及び保護者等の意向を踏まえ、前項の指定を行うものとする。

3 第1項の指定の期間は、4年とし、再指定を妨げない。

(運営協議会の委員)

第3条 教育委員会は、次に掲げる者を、運営協議会の委員（以下「委員」という。）として任命する。

一 指定した学校（以下「指定学校」という。）の校長（以下「校長」という。）

二 校長が推薦する者で、次に掲げるいずれかの要件を満たすもの 4名以内

ア 当該指定学校の地域住民

イ 当該指定学校の保護者

三 学識経験者 3名以内

四 教育委員会が公募する者 4名以内

2 委員（前項第1号の委員を除く。以下この条において同じ。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、再任することができる。この場合において、次の各号に掲げる委員の区分に応じて、当該各号に掲げる任期を超えて引き続き再任することができない。
 - 1 第1項第2号に掲げる委員 3任期。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、4任期
 - 2 第1項第3号に掲げる委員 5任期
 - 3 第1項第4号に掲げる委員 3任期
- 4 前項後段の場合において、補欠の委員の任期は、1任期とみなす。
- 5 教育委員会は、委員に職務遂行上の支障があり、又は委員としてふさわしくない言動、職務上の義務違反その他委員たるに適しない行為があると認めるときは、第2項の規定にかかわらず、委員を解任することができる。

(服務)

第4条 委員は、非常勤とする。

- 2 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 3 委員は、公正かつ誠実にその職務を遂行しなければならない。

(会長)

第5条 運営協議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、運営協議会を代表し、これを招集する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(運営協議会の議事)

第6条 運営協議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 3 運営協議会の会議は公開する。ただし、次に掲げる事項を審議する場合は、公開しないことができる。
 - 一 当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項
 - 二 運営協議会が公開しないことが必要と認める事項

(基本的な方針の承認)

第7条 校長は、当該指定学校の運営に関して、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、運営協議会の承認を得なければならない。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 予算執行に関する事項
- 三 組織編成に関する事項
- 四 施設・設備等の整備及び管理に関する事項

(運営に関する意見の申出)

第8条 運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項(次条に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

(教職員の任用に関する意見の申出)

第9条 運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項(分限及び懲戒に関する事項を除く。)について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第一条に規定する職員をいう。)であるときは、教育委員会を経由するものとする。

(部会等)

第10条 運営協議会は、その定めるところにより、部会等の必要な組織を置くことができる。

(意見等の把握、評価及び情報の提供)

第11条 運営協議会は、保護者等の意見、要望等を把握し、その運営に反映するよう努めなければならない。

- 2 運営協議会は、当該指定学校の運営状況について、点検及び評価を行うものとする。
- 3 運営協議会は、保護者等に、その活動状況に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(指導及び助言等)

第12条 教育委員会は、運営協議会に対し、運営協議会の適正な運営を図るため、必要な指導及び助言を行うことができる。

- 2 教育委員会は、指定学校及び運営協議会の運営状況について点検及び評価を行い、その結果を保護者等に提供するものとする。

(指定の取消し)

第13条 教育委員会は、運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。

(委任)

第14条 この規則の施行について必要な事項は、杉並区教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年1月11日教委規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日教委規則第26号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。